

仕 様 書（その１）

1 業務件名

防衛省共済組合下総航空基地支部が委託する食堂（飲酒提供）等の設置及び経営

2 委託内容

海上自衛隊下総航空基地における食堂（飲酒提供）等の設置及び経営

3 相手方の決定

防衛省共済組合下総航空基地支部長（以下、「甲」という。）が本事業を行う業者（以下、「乙」という。）を決定する。

4 契約の締結

- （１）乙は、食堂（飲酒提供）等の受託経営に関する経営委託契約を甲と取り交わさなければならない。
- （２）甲は、次の各号に該当する場合は、契約を解除し、又は中断することができる。
 - ① 国又は甲が乙に委託している施設を使用するとき。
 - ② 乙が契約条項に違反したとき。
- （３）契約が満了したとき、又は前項により契約を解除された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用施設を受託前の状態に回復し返還すること。
ただし、継続した場合はこの限りではない。また、この場合乙は国又は防衛省共済組合に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 遵守すべき事項

乙は、以下の条件を満たしていること。

- （１）業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- （２）業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- （３）経営委託契約を遵守できること。
- （４）本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 管理手数料

- （１）甲は、委託事業の管理に要する費用等として、管理手数料を徴収する。
- （２）管理手数料は月額とし、次に掲げる額とする。

なお、１社が複数の業種を委託契約した場合は、それぞれの売上額を合算した金額とする。

ア 経営委託期間が１会計年度を経過するまでは、次の計算式により算出された額とする。

$(A + B + C) \times \text{次の基準による手数料率}$

A：各月の標準税率対象商品の売上額

B：各月の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）
（円位未満切捨て）

C：消費税が非課税となる各月の印紙、証紙及び物品切手等の売上額×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

各月売上額が３０万円以上４０万円未満：１％

各月売上額が４０万円以上５０万円未満：２％

各月売上額が５０万円以上６０万円未満：３％

各月売上額が６０万円以上７０万円未満：４％

各月売上額が７０万円以上：５％

イ 経営委託期間が１会計年度を経過した場合、次の計算式により算出された額とする。

（A＋B＋C）×次の基準による手数料率÷１２

A：前年度の標準税率対象商品の売上額

B：前年度の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

C：消費税が非課税となる前年度の印紙、証紙及び物品切手等の売上額×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

前年度売上額が３６０万円未満：０％

前年度売上額が３６０万円以上４８０万円未満：１％

前年度売上額が４８０万円以上６００万円未満：２％

前年度売上額が６００万円以上７２０万円未満：３％

前年度売上額が７２０万円以上８４０万円未満：４％

前年度売上額が８４０万円以上：５％

（３）毎月の管理手数料は前号アに該当する場合は、翌月の１５日（その日が休日である場合にあっては、その後において直近の休日でない日。以下同じ。）までに、前号イに該当する場合は当月の１５日までに、徴収するものとする。

この場合において、委託業者の責めに帰する事由により徴収が延滞したときは、日歩１銭３厘（１．３／１０，０００）の利率により延滞料を附加するものとする。その際、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 経営委託期間

営業許可日～令和１２年３月３１日

甲が必要と判断した場合には、一度に限り５年以内の期間で更新することができるものとする。

なお、甲と乙の間において、経営委託契約及び水道及び電気使用に関する協定を、毎年締結するものとする。

各店舗の設置、撤去等に要する期間は経営委託期間に含む。

8 経営に要する費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において食堂、売店等を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等及び国に損害を与えた場合には、甲等及び国に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲に通知し甲の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 甲の備品の移設及び撤去に係る費用は、甲の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (4) 乙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とす

る修繕費その他の経費を負担しなければならない。

(5) 乙は、自ら実施する施設整備については、甲にあらかじめ届けなければならない。

(6) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。

(7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、乙は、営業許可を取得した後、販売すること。

(8) 乙は、商品の瑕疵等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(9) 乙は、毎日設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(10) 乙は、店舗及び周辺で発生する業務上の廃棄物等は責任をもって処理し、回収した廃棄物等は法令に定めるリサイクル処理に努めること。

(11) 乙は、月別売上金額を翌月初日に、月別収支計算書を10日までに、年間損益計算書を翌年度5月末日までに、甲に提出すること。

(12) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を甲に提出すること。

(13) 食堂従事者については、毎月1回以上衛生検査を行うものとし、検査結果を甲に提出すること。

(14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び乙の間で協議する。

(15) 施設内（倉庫等を含む）はすべて禁煙とし、乙は甲及び国の喫煙ルールに従うこと。

16 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部は、仕様書（その2）1のとおり

17 物品等

公募時期現在において、共済組合より貸与する物品等はない。

(1) 国又は甲が設置した物品等は、甲の許可無く廃棄等の処分をしてはならない。

(2) 乙が設置した備品類は、退去の際に乙の負担により撤去するものとする。